

## 0（前文） 第8回懇話会（20080726）合意文

私たちのまち北本市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、江戸時代初期に整備された五街道の一つ中山道の宿場町のなごりである「本宿」をまちの名前の由来としています。また、先人たちは、高瀬舟により江戸と高尾河岸とを結ぶ荒川舟運や武蔵野の面影を残す雑木林等、その立地条件と大宮台地の恵まれた環境を活用しながら、知恵と工夫と努力により、豊かな自然を現在に残してきました。

新しい世紀を迎えた今日の成熟した社会では、多様化する市民のニーズに対応するため、私たち市民と市がそれぞれの役割と責任を果たし、互いに連携して新しい時代を拓いていかなければなりません。

そのためには、市民が主役となり、市民と市が情報を共有し、市民は自らの責任において市政に参画し、市は開かれた市政運営と市民参画が可能な仕組みづくりに努め、市民と市との協働による個性豊かな自立したまちを築き上げることを自治の基本理念とします。

そして、市民一人ひとりが個人として尊重され、恵まれた自然環境と安心、安全を享受して生活できる「緑にかこまれた健康な文化都市」を将来都市像としてその実現に努め、次世代へと引き継いでいくことが大切です。

そのため、北本市における自治の理念とその基本的事項を明らかにし、分権時代にふさわしい地方自治を確立して活力のある、豊かさの実感できるまちを築くための仕組みを整えるため、ここに北本市自治基本条例を定めます。